

日本国奈良県とスイス連邦ベルン州の 友好提携締結に関する協定書

日本国奈良県とスイス連邦ベルン州は、両県州の友好協力の発展と両県州民の相互理解と友好を増進させるため、友好的な協議を経て、2015年4月17日に正式に友好県州関係を締結することに合意した。

双方は、平等互恵の原則に基づき、環境とエネルギー、林業、情報通信技術、産業クラスター、研究と教育、観光と文化などの分野において、積極的に交流と協力を展開する。

本協定書は英語、日本語とドイツ語により作成し、双方が署名した後、各1通ずつ保管する。協定書は同等の効力を有し、その際英語版が重要である。

本協定書は署名当日より効力を生じる。どちらか一方が関係解消を望む場合、解消方法は双方の協議によって決定するものとする。

日 本 国
奈 良 県 知 事
荒井正吾

スイス連邦
ベルン州首相
バーバラ・エッガー＝イエンツァー

2015年4月17日 日本国奈良県